

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和5年9月14日（木曜日）

総務消防委員会

日時 令和5年9月14日（木曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査

第126号議案	「質疑・討論・採決」
第127号議案	「質疑・討論・採決」
第128号議案	「質疑・討論・採決」
第185号議案	「質疑・討論・採決」
第186号議案	「質疑・討論・採決」
第187号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 佐宗龍俊	副委員長 竹下修平
委員 村田康助	山口洋一 中西宏彰 丸山隆弘
議長 長田共永	

欠席委員 なし

説明のために出席した者

企画部、総務部、消防本部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美

開 会 午前9時00分

○佐宗龍俊委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において、本委員会に付託されました第126号議案から第128号議案まで及び第185号議案から第187号議案までの6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第126号議案 新都市交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 確認も兼ねましてお尋ねしたいと思います。

資料を出していただきました。資料にまず経緯があります。1ページのところの資料がありますが、この経緯の中の大きな2段落目というんですか、「加入率の低下を受けて」とずーっと書いてあるところで、「平成29年度に見舞金拡充等の制度改正に伴い加入PRに努めた」って、実際これ、制度の改正を行ったがためのPRというのは、どのようなPR活動をされたのかを確認したいと思います。まず1つです。

○佐宗龍俊委員長 西田行政課市民安全係長。

○西田和裕行政課市民安全係長 平成29年、平成30年と2回改正しておりますが、平成29年につきましては、4点、後遺障害等について10万円加算から30万円に増額しております。

2点目としまして、診断書の原本を提出する場合は、その領収書を添付することにより、5千円を上限に見舞金の加算を支給することに改正しております。

3点目としまして、全治区分により等級の繰下げとなる場合があるため、全治区分を廃止し、実治療日数に応じた、算出表に改正す

るとともに、治療日数に7日以上入院を含む場合は、見舞金に5万円を加算する。

4点目としまして、接骨院等の治療日数も1日の施術で1治療日としてカウントするというものを平成29年に改正しております。

平成30年につきましては、2点、1等級、死亡の場合におきまして、会員である父母または生計の中心者である者が交通事故で死亡したときは、その者と生計を一にしていた者に対して高校生以下または18歳未満の子については、請求者に対し対象者1人につき10万円を加算する。

また、2点目としまして、自転車乗用中による事故によって障がいを受けた場合、実治療日数に関わらず5万円を加算するという内容で改正をしております。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。改定を行ったときに、いろいろ特典ではありませんけれども、補償を引き上げたというんですか、そのようなところが見受けられました。その続きで、「にもかかわらず、加入率が54%に下がってしまった」と。改善が見られないということがここに書いてあります。

全体通して、この交通共済の中で、会議の中で1つのめどというんですかね、加入率のめどというのは、ここまで来たらちょっと考えようじゃないかというような話合いが行われたような経過説明、いつでしたか過去あったような気がするんです、議会側のほうに。

その辺のところはどうだったんでしょうかね。ある程度の加入率をめどというのがたしか立てられておったと思うんです。

○佐宗龍俊委員長 西田行政課市民安全係長。

○西田和裕行政課市民安全係長 解散についての話合いにつきましては、平成27年度に組合の会議の中で、まず加入率が下がってきたということで検討されるように意見が出されております。

その後、話合いを続けまして組合議会の中

では平成31年3月、平成30年度の組合議会の定例会において、解散の方向で検討することに対して了承されまして、令和元年9月に各市町村議会において解散について報告を行っております。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第126号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第127号議案 新城市災害派遣手当等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第127号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第128号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第185号議案 新城北設楽交通災害共済組合の解散を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第185号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第186号議案 新城北設楽交通災害

共済組合の解散に伴う財産の処分を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 同じく資料をいただいた中で、この３ページのところの処分の内訳がずっと書いてあるんですけども、この内訳の説明をお願いしたいんです。見れば分かるかも分かりませんが、余剰額から加入割額、また最後の計算式ですか、計算式がこういことで、新城はこうなりますよということまで教えていただければと思います。

○佐宗龍俊委員長 西田行政課市民安全係長。

○西田和裕行政課市民安全係長 配分額について、御説明いたします。

まず、財産処分対象基金額が9,946万360円ございます。それを配分していくわけですが、まず、配分の方法としまして余剰額というものと加入者割額の２つの計算で考えていきます。

まず余剰額ですが、これは各市町村の会費総額から見舞金支払額を引いたものです。こちらの表、参考資料をつけさせていただいておりますが、それぞれの自治体ごとに、加入金と支払額の表がありますので、そちらを元に算出しております。

表１の下の方の表２が余剰分。

余剰額としては、加入額から見舞金の支払額を引いた差額をそれぞれの自治体ごとに算出しまして、その額が4,133万810円になっております。

その金額を、先ほど御説明しました財産処分対象基金額から引きますと5,932万6,550円になるんですが、それを各市町村の加入者で按分します。その按分したものが、加入者割、新城市でいきますと4,593万615円になります。

それで、余剰額と加入者割額を足した額から千円未満の額を引いた金額というものが、財産処分額というような計算になっておりま

す。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第186号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第187号議案 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第187号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告

の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時13分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 佐宗龍俊